令和5年度 八幡浜市立双岩小学校 いじめ防止基本方針

令和5年5月1日改訂

はじめに

「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月28日に公布され、同年9月28日に施行された。13条に「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」とあり、「学校いじめ防止基本方針」の策定が義務化された。同年10月11日に文部科学省から「いじめの防止等のための基本的な方針」が出された(最終改定平成29年3月14日)のを受け、また、「愛媛県いじめ防止等のための基本的な方針」(平成29年8月10日改訂)と「八幡浜市いじめ防止基本方針」(平成30年4月改訂)を基に、「八幡浜市立双岩小学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

【八幡浜市の取組……いじめ根絶を目指して】

- ○市として・・・ 学校、保護者、地域住民、関係機関等と連携し、市いじめ対 策委員会が中核となって、いじめの防止等の施策を策定し実施 します。
- ○学校として・・・ 一人一人の子どもを大切にし、いじめのない学校づくりに取り組みます。
- ○子どもとして・・・・ 自分や友だちを大切にし、いじめのない集団づくりに努めます。
- ○保護者として・・・ 自ら範を示し、子どもを守り、導き、社会性を育てることに 努めます。
- ○地域住民として・・・「地域の子どもは地域で育てる」を基本として、地域のつな がりの中で子どもを見守り育てます。
- ○関係機関として・・・共通理解を基盤として、積極的に連携を図り、いじめの防止に努めます。

I いじめ問題に対する基本的認識

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本的認識

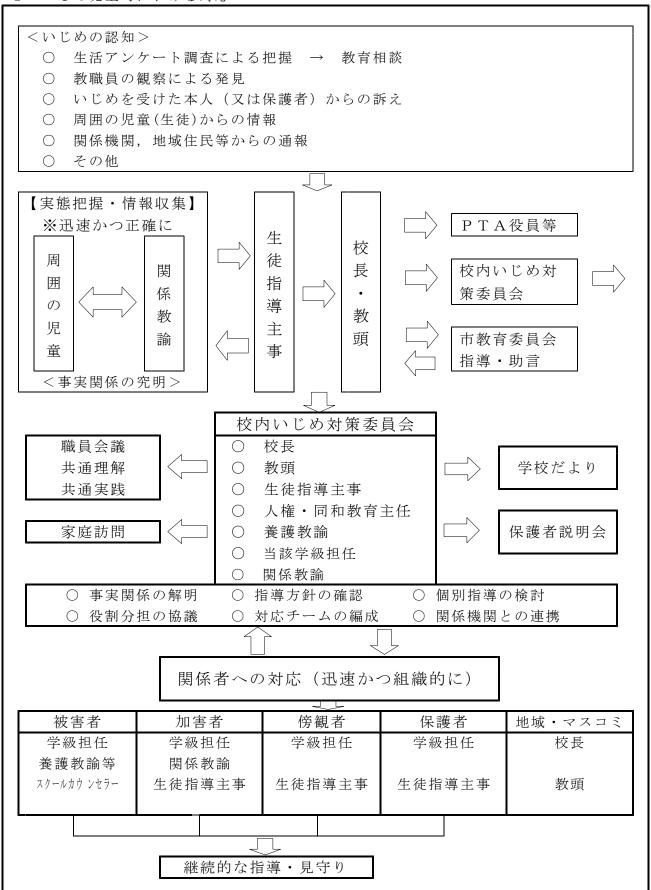
本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめが全ての児童等に関係する問題である。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「双岩小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

<いじめ防止のための基本姿勢>

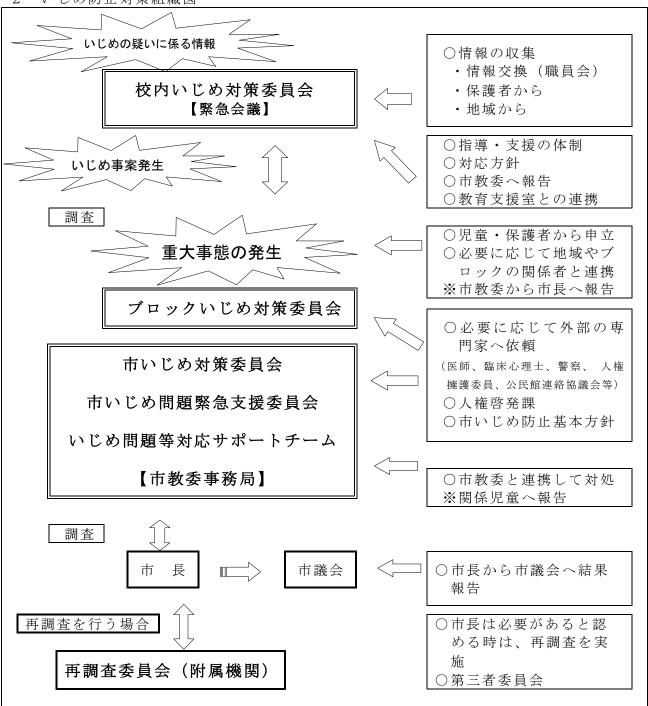
- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。 (未然防止)
- (2) 児童一人一人の自己有用感や自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の生命および心身を保護するとともに、各種 団体、専門家や家庭、地域社会等との連携の下、いじめ問題の克服にあたる。

Ⅱ 推進体制

1 いじめ発生時における対応

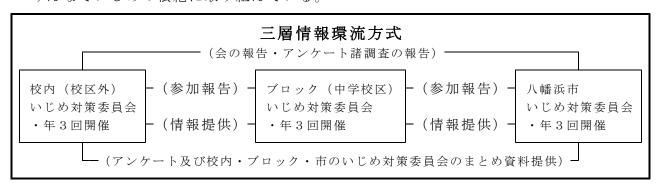


2 いじめ防止対策組織図



3 三層の情報環流方式

八幡浜市いじめ対策委員会では、平成8年より、三層情報環流方式を取り入れて、市民 みんなでいじめの根絶に取り組んでいる。



(1) 双小ひまわり会(校内いじめ対策委員会)

ア目的

学校、家庭の連携を図り、情報交換ならびに協議をすることにより、いじめ問題等の早期発見や防止に努め、子どもの健全育成を図る。

イ 構成

- 小学校(校長、教頭、生徒指導主事)
- PTA三役(会長・副会長・監事)
- PTA学団役員(1・2年、3・4年、5・6年)
- (2) ブロック子ども育成会 (ブロックいじめ対策委員会)

ア目的

本会は、八代ブロックにおけるすべての子どもたちが心身ともに健全に育つため、学校、家庭、地域社会等が一体となって、いじめ解消等のための活動を推進するとともに、子どもたち一人一人の人権を尊重し、生命を大切にする環境づくりに努める。

イ 構成

- 小中学校(生徒指導主事、PTA副会長)
- 〇 市議会議員
- 公民館(館長、主事)
- 主任民生児童委員
- 各機関・団体代表(補導員、民生児童委員、主任児童委員、駐在所警察官)
- (3) 八幡浜市いじめ対策委員会

ア目的

いじめ問題解決のため、八幡浜市いじめ対策委員会を置く。

イ 構成

- 〇 八幡浜市議会
- 〇 八幡浜市PTA連合会
- 人権擁護委員・八幡浜地区保護司会等
- 八幡浜市民生児童委員・主任児童委員等
- 学校教育関係機関等
- 各種団体
- 各中学校区を単位としたブロックいじめ対策委員会代表
- その他学識経験者

4 職務別の役割

(1) 管理職

- ア 「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を全校集会等を通して学校全体に醸成する。
- イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの 推進等に計画的に取り組む。
- ウ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制の整備を 図る。
- エ 学校における教育相談体制が適切に機能しているか、教育相談のガイドラインに従い、 定期的に点検・評価する。

(2) 生徒指導主事

ア アンケート調査や教育相談の実施等に定期的に取り組む。

- イ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知を 図る。
- ウ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する 場の異常の有無を確認する。
- エ いじめの問題について定期的に校内研修や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解 を図る。
- オ 関係諸機関との連携を図り、情報交換に努める。

(3) 養護教諭

- ア 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを伝える。
- イ 保健室を利用する児童とのかかわりを通して、その様子に目を配るとともに、いつも と違うと感じた時は、その機会を捉え悩みを聞く。

(4) 学級担任等

- ア 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学級全体に醸成する。
- イ はやしたり見てみぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることであると理解 させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ウ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- エ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長し たりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- オ 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を 見逃さないようアンテナを高く保つ。
- カ 休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- キ 個人懇談会や家庭訪問等を活用し、教育相談を行い、家庭との信頼関係を築く。
- ク 問題を決して一人で抱え込むことがないよう、チームで対応する。

Ⅲ いじめの防止

1 いじめ問題・不登校対策年間計画 (令和5年度)

1	· ·	しめ问題・小笠仪刈束午间計画 (747)年	
学期	月	校 内 対 策	校 外 対 策
	4	・本校での取組についての理解	・入学児童引継ぎ(関係諸機関と3月
		・引継ぎ・実態把握・情報交換	末~)
		・学年PTA、双小ひまわり会	・児童生徒をまもり育てる日
_	月	・職員会・校内研修(情報交換)	• 学校警察連絡協議会
		・家庭訪問	
	5	市教育相談員定期訪問	・八代ブロック研究会
		・職員会(情報交換)	· 生徒指導主事研修会
		・生活についてのアンケート	・補導員定期総会
学		· 教育相談	・第1回八代ブロック子ども育成会
	月		• 学校警察連絡協議会
	7		
	6	・教育相談	・県道清掃
		· 職員会(情報交換)	・補導員研修会
期	月	・生活についてのアンケート	• 学校警察連絡協議会
//-	7	・教育相談	・児童生徒を守り育てる日
		· 職員会(情報交換)	• 学校警察連絡協議会
	_	・生活についてのアンケート	
	月	- 個人懇談	
	8	· 全校親子活動	· 生徒指導夏季研修会
		・事例研修及び情報交換	工作用研究了机图片
二		・ 家庭訪問「配慮を要する児童への手 立て」(必要に応じて)	
	月	・職員会(情報交換)	
	9	・職員会・校内研修(情報交換)	・第2回八代ブロック子ども育成会
	3	・夏休みの生活調査・双小ひまわり会	・学校警察連絡協議会
学	月	・生活についてのアンケート	丁以自尔廷加 励 成 五
	Л	・教育相談週間	・学校警察連絡協議会
	1 0	・ 職員会(情報交換)	丁以言 宗 足 阳
	月	・	
		・子午FFA ・生活についてのアンケート	
		・生命についてのナンクート 	

	11	・教育相談	・学校警察連絡協議会
		・職員会 (情報交換)	・児童生徒をまもり育てる日
期	月	・生活についてのアンケート	
	12	・教育相談	・学校警察連絡協議会
		・職員会(情報交換)	・お楽しみ子ども会
	月	・個人懇談	
		・生活についてのアンケート	
	1	・冬休みの生活調査	・補導員総会
三		・職員会・校内研修(情報交換)	・七草がゆ
	月	・生活についてのアンケート	・学校警察連絡協議会
		・教育相談	・民生児童委員連絡協議会
	2	・職員会(情報交換)	・第3回八代ブロック子ども育成会
学		・学年PTA・双小ひまわり会	・県いじめ対策指導者研修会
	月	・生活についてのアンケート	・学校警察連絡協議会
+++=	3	・職員会 (情報交換)	・中学校入学児童引継ぎ
期		・生活についてのアンケート	・学校警察連絡協議会
	月	・教育相談	

2 授業づくり (授業改善)

(1) 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

ア 一人一人が活躍できる学習活動

- 児童が主体的に取り組める学習活動「双岩タイム」の充実
- 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

イ 道徳の時間

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

- 3 仲間(集団)づくり
- (1) 学校行事や児童会活動、人権・同和教育、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を図る。

ア 縦割り班活動(異学年交流)の充実

(2) 小・中学校の連携を密にし、ブロック活動の充実を図る。

ア 八代ブロックあいさつ運動

小・中学校の児童会・生徒会におけるあいさつ運動を推進する。週1回定期的に通学路等におけるあいさつ活動を行う。

イ ひまわり会

いじめを許さない, 見過ごさない雰囲気づくりに努め、いじめ・不登校ゼロを目指した児童会活動を推進する。

4 校内研修・職員会議

(1) 校内研修

ア 校内研修(いじめ問題への取組についてのチェックポイント・ネットトラブル防止等) の充実を図る。

(2) 職員会議

ア 仲間づくりアンケート・学校生活アンケート調査(月1回定期的に実施)の結果等を 情報交換し、共通理解を図る。

イ 学校警察連絡協議会等の関係機関から得た情報を共有する。

5 評価

学校評価において、保護者、児童アンケート、学校関係者評価を実施し、いじめ問題への取組等について自己評価を行う。(PDCAサイクル)

その結果を教育委員会等に報告する。

IV 早期発見

1 日常的な取組

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

- (1) 声かけ、遊び、巡視、計画帳、日記、記録、メモ 等
- 2 発見のチェックポイント

いじめ早期発見のためのチェックリスト 【教師用】

	1 //-			
時系列	項	児童を観るポイント	氏	名
(1)登校か	1	・遅刻・欠席・早退などが増えた。		
ら朝の会	2	・朝の健康観察の返事に元気がない。		
(2)教科等	3	・教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。		
の時間	4	・学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。		
	5	・授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。		
	6	・グループにするときに机を離されたり避けられたりする。		
(3)休み時	7	・休み時間に一人で過ごすことが増えた。		
間	8	・遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。		
	9	・遊び仲間が変わった。		
(4)給食時	10	・給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。		
間	11	・重い物や汚れたものを持たされることが多い。		
(5)清掃時	12	・清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。		
間				
(6)終わり	13	・責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。		
の会から	14	・帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしない。		
下校				
(7)委員会	15	・練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。		
活動やク	16	・急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言い出す。		
ラブ活動	17	・グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。		
	18	・本意でない係や委員にむりやり選出される。		
(8)学校校	19	・衣服の汚れや擦り傷等が見られる。		
生活全般	20	・持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。		
	21	・持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。		
0 41				

3 教育相談活動

(1) 相談週間

おかしいと感じた児童がいる場合、様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

ア アンケート調査結果等から教育相談週間を必要に応じて設定する。

イ 家庭との連携を密に図り、家庭訪問を定期的・臨時的に行う。

ウ 八幡浜市教育委員会の教育相談員定期訪問を活用する。

4 アンケートや調査

- (1) 「仲間づくり」アンケート、学校生活についての調査を定期的に実施し、児童の悩みや人間関係等の実態把握を行い、いじめ・不登校ゼロの学校づくりを目指す。
- (2) 「家庭で気になること」の調査、いじめ問題対策アンケートを定期的に実施し、家庭 との連携を図りながら、いじめ・不登校ゼロの学校づくりを目指す。
- 5 家庭・地域・関係諸機関との連携・啓発
- (1) 双岩小学校いじめ防止基本方針をホームページに公開し、家庭、地域へ情報を発信する。
- (2) 校報「双小だより」、PTA役員会・PTA総会、参観日等を活用して、いじめ防止基本方針についての啓発を行う。
- (3) 双小ひまわり会での話合いをまとめ、児童の実態や現状 (課題も含めて) 等を全家庭に知らせる。

V いじめに対する措置

- 1 いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。いじめ問題を 発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協 議し、的確な役割分担をして組織的にいじめ問題の解決にあたる。
 - (1) 被害児童のケア

ア 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を 最優先に考える。また、いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウ ンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(2) 加害児童の指導

ア 加害児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

イ 性行不良等による出席停止に関する要綱の活用を図る。

(3) 周囲の児童への対応

ア 周囲の児童たちにも傍観者はいじめているのと同様であるということを指導する。

(4) 保護者への支援

ア つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童(加害、被害とも)の家庭訪問を を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- (5) ネット上のいじめへの対応
 - ア 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル (文部科学省) の活用
 - 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

児童や保護者からの相談などにより発見された場合は、児童へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、関係諸機関との連携を図り、書き込みの削除を迅速に行う。

- 児童にチェーンメールの例について紹介するとともに、チェーンメールを他の友 人等に転送しないように指導を行う。
- イ 「ネット上のいじめ」が発見された場合の児童への対応
 - 被害児童への対応・指導を行う。
 - 加害児童への対応・指導を行う。
 - 全校児童への対応・指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体と して行う。
- ウ 「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応
 - 被害児童生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者 と話合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談し ながら進める。
 - 加害児童生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」 は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発さ せないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明 を行う。
 - 必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得る。
- エ 「ネット上のいじめ」等に対する対応の充実

ーム機等の安全・安心な利用のための提言の啓発)

- 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上 情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく。
- 保護者への啓発と家庭・地域との連携 学校だけの取組だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のい じめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行う。(スマートフォンやゲ

(6) 関係諸機関との連携

学校内だけでなく各種団体や専門家と連携を密に図り、協力を得ていじめ問題解決に あたる。

- ア 学校警察連絡協議会
- イ 八幡浜市いじめ問題等緊急支援委員会
- ウ 対応サポートチーム

等

(7) 教職員の対応について

教職員の対応について、ガイドラインを理解し、対応を心がける

VI 重大事態への対応

- 1 重大事態の意味
 - (1) 生命や心身または財産に重大な被害が生じた疑い
 - ア 児童が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な障害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合

쏲

- (2) 相当の期間(年間30日、連続欠席)学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- 2 重大事態の報告
- (1) 重大事態として**八幡浜市教育委員会に報告**する。また、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する。
- (2) 重大事態の「疑い」や、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、早急に八幡浜市教育委員会へ報告・相談する。
- 3 調査及び組織
 - (1) いじめの防止等の対策のための組織を母体として調査組織を設置する。
 - (2) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - (4) 調査結果を八幡浜市教育委員会に報告する。
 - (5) 調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる。

4 基本姿勢

- (1) 学校は、いじめを受けた児童やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応にあたる。
- (2) 学校として、自らの対応にたとえ不都合があったとしても、全てを明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童・保護者に対して調査の結果について、適切に説明を行う。
- (3) 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟などへの対応を目的としているのではない。いじめの全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識する。学校として、膿を出し切り、いじめの防止などの体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。
- (4) 学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」「学校に責任はない」という判断をしない。状況を把握できていない中で断片的な発信をすると、それが一人歩きしてしまうことに注意する。また、被害者である児童生徒や、その家庭に問題があったと発信するなど、被害指導・保護者の心情を害することは慎む。

- (5) 学校は、被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。決して、安易に、重大事態として取り扱わない。
- (6) 自殺の場合、学校外のことで児童が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気付き、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校として適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有していることを認識する。
- (7) (1)~(6)を踏まえた上で、被害児童・保護者に対して自発的・主体的に、調査の実施 を提案すること。
- 5 自殺事案における遺族に対する接し方
- (1) 自殺事案の場合、子どもを亡くしたという心情から、ときに学校の説明を聞き入れない等の対応が遺族によりなされる場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、御遺族の心情を理解して丁寧に対応する。必要な時間をとり、説明を尽くす。
- (2) 被害児童・保護者に学校の提案を受け入れてもらえないなど、対応に困難が生じる場合があるが、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童・保護者に寄り添いながら調査を進める。
- ※ いずれの場合も、教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対応につい て相談を行い、支援を依頼する。
- ※ 学校が、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められており、報告が早いことで、学校の設置者などにより、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワカーカーをはじめとする職員の派遣が可能になる。(報告が行われないと、支援が逆に遅くなることを認識すること)

WI 公表、点検、評価等について

- 1 公表について
 - 学校ホームページへ本基本方針掲載 … 令和5年5月
- 2 点検について

設置した組織において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

- ○「学校いじめ防止基本方針」運用状況調査
 - 各項目についての実施状況及び運用上の不都合な点等の調査及び改善
 - … 令和5年12月
- 3 評価について
 - (1) 学校評価

いじめの防止等に関する質問を加えて実施 … 令和5年7月・12月

- (2) 学校関係者評価委員会
 - 本基本方針運用状況について意見聴取する。評議委員会開催時
 - … 令和5年9月、令和6年1月
- (3) 教育委員会報告

評価内容を市教委へ報告(学校評価、学校関係者評価委員会の報告の中で)する。 … 令和5年5月、9月、令和6年2月

(4) 改訂について

本基本方針は、国や県、市の基本方針との整合性を図り、いじめ防止等のためにより実効的に取り組めるよう、年度ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂する。